住みよいまちづくりを進めます

福祉委員制度

室蘭市には、住みよいまちづくりに向けた福祉委員制度があります。福祉委員は高齢者などの見守りや声掛けなどを行い、住民の困り事を解決できるよう地域で活動しています。

《詳細》
社会福祉協議会
☎83-5031

福祉委員制度のはじまり

昭和43年に全国社会福祉協議会で「ボランティア活動育成基本要綱」が作られ、地域の福祉の推進に向けてボランティア活動の育成が全国の社会福祉協議会に求められました。

本市でも、昭和47年から48年にかけて地区民生委員協議会と同じように市内を12地区に分けた地区福祉協議会を設置し、室蘭市社会福祉協議会会長から委嘱された福祉委員が今日まで活動を行っています。

福祉委員の役割

民生委員・児童委員とは異なり、福祉委員には法律の定めはありません。しかし、住みよいまちづくりを進めるため、地域の高齢者などにさりげなく注意を払いながら、声掛けを行ったり、地域で困っている人を見つけて解決できるよう、地区の民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの関係機関と連携しています。

福祉委員は、地域における福祉ボランティア活動の機運を盛り上げ、住民自らが行う福祉活動の地域組織のリーダーなのです。地域の状況に詳しく、ボランティア精神を持っている人に就任していただきますが、報酬はありません。

また、活動で知り得た個人情報は、守っていただいています。

ひとり暮らし高齢者と福祉委員が集う「ふれあい昼食会」

福祉委員の活動

福祉委員は、現在、市内で700人ほど登録され、主な活動内容は次のとおりです。

- 福祉の相談窓口の紹介
- 子どもから高齢者までの見守りと声掛け
- 市や社会福祉協議会、民生委員との連携

など

福祉委員になりませんか

ひとり暮らしの高齢者世帯と高齢者夫婦のみの世帯が増加しているため、福祉委員を増やしていくことが必要です。

自分が活動できる範囲で地区福祉協議会の活動に参加し、各事業に参加する高齢者と顔見知りの関係を築き、地域で支え合う仕組みなどのお手伝いを行います。

内容など詳細を知りたいときは、**社会福祉協議会（☎83-5031）**にお問い合わせください。

悩み事・心配事は地域の民生委員・児童委員に相談を

福祉委員と連携して地域を見守る民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣が委嘱する特別職（非常勤）の地方公務員です。

法律により、相談内容などの個人情報を守り、相談者の人格を尊重することも明記されていますので、安心して相談してください。

地域の民生委員・児童委員が分からないときは、**市・高齢福祉課福祉総務係（☎25-2872）**にお問い合わせ下さい。